

【資料】

統一婚姻・離婚法(案)

——一九七〇年八月六日 公表—— 第一次草案

村 井 衡 平

は し が き

アメリカ合衆国において、各州に統一的な離婚法を制定しようとする運動は、一八四八年に統一離婚法案が連邦議会に提出されたのが最初であった。その後、運動は一時中断されたが、一九〇五年にいたり、第二十六代ルーズベルト大統領が議会にメッセージを送り、統一法制定の必要性を強調したのをうけて、ペンシルバニア州議会が知事に「全米離婚会議」(The National Divorce Congress)を招集する権限を与える法律を制定した。そこで、州知事ペニーパッカーは、他

州の知事に招請状を発し、統一法案作成のため、代表者の派遣を求めたところ、ミシシッピ、ネバタおよびサウスカロライナの三州を除く四十三州が招請に応じ、一九〇六年にワシントンにおいて、二十四条からなる法案を採択するにいたった。これが「統一婚姻無効・離婚法」(Uniform Annulment of Marriage and Divorce Act)である。だが、この統一法を州の基本的な法律として採用したのは、わずかにデラウェア、ニュージャージーおよびウィスコンシンの三州にすぎず、最近まで、この事情は変わらなかった。

その後、約五十年を経て、一九五二年には新たな「統一離

婚法」(The Uniform Divorce Act)が提案されていた。これは「全米婦人法律家協会」(The National association of women Lawyers)の委員会が、シカゴのマチルダ・フエンバーグ女史を議長として準備されたもので、二十九条からなる。

ところで、本稿に紹介するのは、これらとは別の機関の手になる最も新しいものである。ここに登場するのは、各州の知事により任命された代表者で構成される「統一州法委員全国協議会」(The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)であつて、一八九二年に第一回会議をサラトガで開催している。その後、約八十年の間、一八五件もの重要な問題につき、草案を作成し、州によつて立法化されるよう勧告してきた。そのうち、最大の成果は一九六八年にほとんどの州で採用された「統一商事法典」(The Uniform Commercial Code)であつた。一方、当面の問題たる婚姻・離婚法の分野では、一九〇七年の「婚姻無効・離婚調整法」(An Act Regulating Annulment of Marriage and Divorce)一九三〇年の「離婚管轄権法」(Divorce Jurisdiction Act)一九四七年の「統一離婚承認法」(Uniform Divorce Recognition Act)にづくべ、離婚法の改革のため、新たな努力を試みることになつた。全国協議会の中に設けられ

た「統一離婚・婚姻法特別委員会」(The special committee on Uniform Divorce and Marriage Laws)は、一九六五年

にいたり、離婚はもはや、家庭・社会および文明を救済するために阻止されるべき一個の害悪として説明されてはならないとの考えにもとづき、報告書を提出し、伝統的な離婚原因を廃止し、過去のまちがた観念による法律を、現代の諸条件に適合させるべきことを勧告した。レオナード・G・ブラウンとバーナード・ヘルリングが共同議長として名を連ねている。全国協議会はこの勧告を多数で支持した。幸いにも、フォード財団および連邦の保健・教育・福祉省より補助金の交付をうけることもできた。そこで、ミネソタ州立大学のロバート・J・レビー教授が報告者(Reporter)として、調査および予備草案の作成を監督し、一九六七年にはカリフォルニア州立大学のハーマ・H・ケイ教授も共同報告者に加わつている。特別委員会の要求により「アメリカ法曹協会家族法部会」(The Family Law Section of A.B.A.)は、特別委員会との連絡委員会(Liaison Committee)を設けた。モリス・N・ハートマン議長、クラレンス・コルビック、フロレンス・M・ケリー、ヘンリー・H・フォスター二世、ジェームス・P・ハート二世、ゴッドフレイ・ムンター諸氏がそ

メンバーである。特別委員会は他にも多数の助言者・顧問の援助を得て、草案を作成し、草案は全国協議会により一九七〇年八月六日に公表された。しかし、その内容についてアメリカ法曹協会の支持を得ることができず、意見を調整する過程において、一九七一年八月二十七日に第二次試案 (Tentative Draft) 一九七三年三月二十七日に第三次試案 (working Draft) が公表されているが、本稿では Family Law Quarterly, Vol. 5 (1971) の二〇五頁—二五一頁により、第一次草案の内容を紹介する。なお、アリゾナ、コロラド、ケンタッキー、ネブラスカおよびワシントン諸州では、すでに一九七一年—一九七三年にかけて、本法案を州の法律の基本原則として採用していることを付け加えておく。

統一婚姻・離婚法

第一部 一般規定

第一〇一条 「略称」 本法は「統一婚姻・離婚法」として引用されることができる。

第一〇二条 「目的・解釈の基準」 ① 本法は、文字どおり解釈され、またその基礎をなす目的を促進するため、適

用されるものとする。

② その基礎をなす目的とは、

- 1 婚姻の権威を強化・保全し、また意味深長な家族関係を保護すること、
- 2 婚姻の挙式・登録のため、適当な手続を規定すること、
- 3 婚姻当事者間に生じる紛争の友好的な解決を促進すること、
- 4 婚姻の法的解消の過程において生ぜしめられる、夫婦と彼等の子に対する潜在的危害を緩和すること、
- 5 婚姻関係の「取り返えしのつかない崩壊」を、その解消の唯一の原因とすることにより、夫婦の体験という現実を処理するに有効な、婚姻の法的解消に関する法律を制定すること、

にある。

第一〇三条 「適用および解釈の統一」 本法は、それを制定する諸州の間に、本法の主題に関する法の統一という、一般的目的を達成するよう適用し、解釈されるべきものとする。

第二部 婚 姻

第二〇一条 「形式」 本法の規定にしたがい挙式され、登録された男と女の婚姻は、当州において効力を有する。

第二〇二条 「婚姻許可書および婚姻挙式」 ④ 「州務長

長官・公衆衛生委員」は、婚姻許可書の申請のための書式を定めるものとし、許可書には、左記の事項を含むものとする。

1 申請された婚姻の各当事者の姓名・性・住所・社会保険の番号・生年月日および出生場所。

2 当事者の一方が以前に婚姻していた場合、夫婦の姓、

および婚姻が解消され、もしくは無効と宣言された日付

・場所および裁判所、または前配偶者の死亡した日付・場所。

3 各当事者の両親または後見人の姓名・住所。

4 当事者が互いに血縁関係にあるかどうか、もしそうならば、彼等の関係。

⑤ 「州務長官・公衆衛生委員」は、婚姻許可書・婚姻証明書および婚姻同意書の書式を定めるものとする。

第二〇三条 「婚姻申請書が完成され、将来の婚姻当事者に

より署名され、かつ、少くとも当事者の一方が「婚姻許可書」書記の面前に出頭し、婚姻許可手数料（「ドル」を支払う場合、「婚姻許可書」書記は、

1 婚姻すべき当事者は、婚姻許可書が効力を生じるとき、十八歳に達していること、または十六歳に達し、両親・後見人もしくは裁判上の承認（二〇五条一項④）を得ていること、または十六歳未満のとき、双方とも、両親もしくは後見人または裁判上の承認（二〇五条二項④）を得ていること、の満足な証拠、さらに、

2 婚姻は禁止されていない（二〇七条④）ことの満足な証拠、「および」

③ 当州の法律により要求される医学的検査の証明書」の提出にもとづき、婚姻許可書および婚姻証明書の書式を發行するものとする。

第二〇四条 「許可書・発効日」

婚姻許可書は、当州を通じ、発行の日より三日後に効力を生じ、発効後、一八〇日を経過、効力を失う。ただし、「」裁判所が、許可書は発行と同時に効力を生じる旨を定める場合は、このかぎりでない。

第二〇五条 「裁判上の承認」 ④ 「」裁判所は、各未

成年当事者の両親または後見人に通知するため、合理的な努力ののち、未成年当事者が、婚姻に関する責任を引き受けることが可能であり、しかも婚姻は彼の最善の利益に役立つと認定する場合にかぎり「婚姻許可書」書記に対し、

1 両親または後見人がないか、もしくは彼の婚姻に同意を与える能力をもたないか、または彼の両親もしくは後見人が彼の婚姻に同意を与えなかった十六歳もしくは十七歳の当事者のため、

2 彼の婚姻に同意を与える能力があれば、両親が、さもなければ後見人が同意を与えた十六歳未満の当事者のため、婚姻許可書および婚姻証明書の書式の発行を命じることができない。妊娠のみでは、当事者の最善の利益に役立つことを立証しない。

⑥ 「」裁判所は、挙式に関する規定(二〇六条⑤)により要求される申立にもとづき、代理人による婚姻の履行を許可するものとする。

第二〇六条 「挙式および登録」 ① 婚姻は、婚姻挙式の権限を有する記録裁判所判事、公務員により、または各宗教上の宗派、インディアン民族もしくは種族、または土着集団によりみとめられた挙式の方式にしたがい、挙式され

ることができる。婚姻を挙式する人か、またはだれも婚姻を挙式しなかったとき、婚姻当事者は、婚姻証明書の書式を完成し「婚姻許可書」書記に提出するものとする。

② 婚姻当事者の一方が挙式に出席できない場合、彼は書面により、彼の代理人として行為すべき権限を第三者に授与することができる。婚姻を挙式する人が、欠席当事者は出席できないこと、かつ、婚姻に同意していることを確信する場合、彼は、代理人による婚姻を挙式することができる。彼が確信しない場合、当事者は「」裁判所に対し、代理人による婚姻の挙式を許可する命令を申請することができる。

第二〇七条 「禁止される婚姻」 ① 左記の婚姻は、禁止される。

1 当事者の一方の前婚の解消以前に締結される婚姻。

2 半血関係もしくは全血関係か、または養子縁組によるかどうかを問わず、尊族・卑族の婚姻、または兄弟・姉妹の婚姻。

3 半血関係か全血関係かを問わず、叔父・姪の婚姻、または伯母・甥の婚姻。ただし、土着文化の中で確立された慣習により認められた婚姻は、このかぎりでない。

⑥ 禁止された婚姻より出生した子は、嫡出子とする。
第二〇八条 「無効宣言」 ① 「」裁判所は、左記の事情の下で締結された婚姻の無効を宣言する判決をなすものとする。

1 当事者の一方が、婚姻挙式の時、精神不健全もしくは精神薄弱によるか、またはアルコール・麻薬その他、人を無能力にする物質の影響により、婚姻に同意する能力を欠いていた。

2 当事者の一方が、性交により婚姻を完成させる能力を欠き、他方当事者が、婚姻締結のとき、その無能力を知らない。

3 当事者が十六才未満であり、かつ、彼の両親もしくは後見人の同意(二〇五条②)を得ていないか、または十六才もしくは十七才であり、彼の両親もしくは後見人の同意(二〇五条①)を得ていない。

4 婚姻が禁止されている(二〇七条)。

⑦ ①の1ないし3の下で、無効宣言は、左記の人々により、請求されることができ、かつ、特定の期間内に開始されなければならぬ。いかなる場合でも、無効宣言は、当事者の一方の死亡後は請求できない。

統一婚姻離婚法(案) (村井)

1 ①の1に示された理由にもとづき、当事者の一方、または同意の能力を欠く当事者の法定代理人により、記載された条件を申請者が認識したのち、おそくとも九十日以内に。

2 ①の2に示された理由にもとづき、当事者の一方より、記載された条件を申請者が認識したのち、おそくとも一年以内に。

3 ①の3に示された理由にもとづき、未成年、彼の両親または後見人より、未成年者が、彼の無視した条件を満たさなくとも婚姻できる年齢に達する以前に。

選択 A

⑧ ①の4に示された理由にもとづき無効宣言は、当事者の一方、重婚の場合は法律上の配偶者〔適当な州公務員〕または当事者の一方の子より、当事者の一方の死亡以前に、いつでも請求することができる〕

選択 B

⑨ ①の4に示された理由にもとづき無効宣言は、当事者の一方、重婚の場合は法律上の配偶者〔適当な州公務員〕または当事者の一方の子より、当事者の一方の死亡後、おそくとも五年以内に、いつでも請求することができる〕

(三六七)

一九七

る」

- ④ 無効と宣言された婚姻より出生した子は、嫡出子とする。
 ⑤ 裁判所は、遡及効ある判決の第三者に対する効果を含む、すべての関連する事情を考慮し、判決を遡及効のないものとするのが裁判上の利益にとり好都合と認定する場合、婚姻の日現在で、婚姻の無効を宣言するものとする。婚姻解消にもとづく配偶者の財産権・扶養料・子の養育および監護に関する本法の規定は、遡及効のない無効判決に適用される。

第二〇九条 「推定上の配偶者」

法律上まだ婚姻していない他人と、すでに婚姻したと善意で信じ、同棲した人は、法律上婚姻していない事実を認識し、その身分を終了させ、爾後の権利取得を阻止するまで、推定上の配偶者である。推定上の配偶者は、婚姻が禁止されている(二〇七条)か、または無効と宣言された(二〇八条)かを問わず、彼の身分の終了にともなう扶養料請求権を含め、法律上の配偶者に与えられる権利を取得する。法律上の配偶者または他の推定上の配偶者がある場合でも、推定上の配偶者により取得される権利は、法律上の配偶者または他の推定上の配偶者により取得される権利に、とっ

て代わられることはない。裁判所は、財産・扶養料および養育権を、申請者の間に、具体的事情および裁判上の利益に応じ、適当に配分するものとする。

選択 A

〔第二二一条 「コモン・ロー婚の効力」 コモン・ロー婚は、本法により無効とされることはない〕

選択 B

〔第二二一条 「コモン・ロー婚の効力」 当州において、本法が効力を生じる日以後に締結されるコモン・ロー婚は、無効である〕

第三部 解 消

第三〇一条 「本法の下における民事訴訟規則の適用」 ④

民事訴訟規則は、本法の下におけるすべての手続に適用する。ただし、本法中、他に特別の定めのある場合は、このかぎりでない。

⑤ 婚姻解消・裁判別居または婚姻無効宣言の手続は、「一」と一の婚姻に関する件」と称されるものとする。監護または養育の手続は、「一の〔監護〕〔養育〕に関する件」と称されるものとする。

③ 本法の下におけるすべての手続の最初の訴答は、申立書と称されるものとする。他の訴答および本法の下における他の事項に関するすべての訴答は「民事訴訟規則」の規定にしたがい、称されるものとする。

④ 本法において、「Decree」は「Judgement」を含む。

第三〇二条 「婚姻解消、裁判別居」 ① 「」裁判所は、

1 手続開始または判決登録に先立つ九十日間、当事者の一方が当州の住民であったこと、または現に当州に駐留する軍隊の一員であることを認定する場合、

2 婚姻は取り返えしのつかないほど崩壊していると認定する場合、および、

3 権限の範囲内で、子の監護、扶養料請求権をもつ婚姻による出生子の養育、配偶者の一方の扶養料、財産分割に関して、考慮し、是認し、または必要な準備をした場合、

婚姻解消の判決を登録するものとする。

④ 当事者の一方が、婚姻解消の判決よりも裁判別居を請求する場合、裁判所は、他方が異議を申し立てないかぎり、その形式で判決を言渡すものとする。

第三〇三条 「手続開始、訴答、現存する抗弁の廃止」 ①

本法の下におけるすべての手続は「民事訴訟規則」により定められる方法で開始される。

⑤ 婚姻解消または裁判別居の手続における申立書は、婚姻が取り返えしのつかないほど崩壊していることを主張し、かつ、

1 各当事者の居所および当州における居住期間、

2 婚姻の日付および婚姻登録の場所、

3 当事者が別居した日付、

4 婚姻により出生し、現存している子の姓名・年令・住所および妻が妊娠しているかどうか、

5 子の監護・養育および配偶者の扶養料に関するならんかの取決め、および、

6 請求された救済、を示すものとする。

④ 手続が当事者の一方により開始される場合、他方は、民事訴訟規則により定められた方法により、送達をうけなければならず、かつ、送達の日より三十日以内に、宣誓供述書を提出することができる。

⑤ 既存の離婚および裁判別居に対する抗弁は、宥恕・承認・共謀・互責・精神錯乱および出訴期間の経過を含むが、

これにかぎられず、廃止される。

第三〇四条 「一時的命令または一時的差止命令」 ① 欠席配偶者に対し人的管轄権を欠く裁判所による、婚姻解消もしくは裁判別居に関する手続、または婚姻解消にもとづく財産分割・扶養料もしくは養育に関する手続において、各当事者は、婚姻より出生し、養育請求権をもつ子の一時的扶養料または一時的養育を申請することができる。申請書には、申請のための事実的な根拠および必要とされる金額を示す宣誓供述書を添付するものとする。

② 一時的扶養料もしくは養育の申請書の一部として、または宣誓供述書を伴う独立の申請書により、当事者の一方は、裁判所に対し、一時的差止命令を発するよう、請求することができ。この命令は、

1 財産を譲渡し、負担を課し、もしくは隠匿しないよう、制限し、または事柄の通常の成り行き、もしくはは生活必需品に関する場合を除き、財産の処分を制限し、かつ、制限された人は、彼の企図する臨時支出を申請当事者に通知し、また命令が発せられたのちになされたすべての臨時支出を、裁判所に説明するよう要求する。

2 他方当事者もしくは子の平和に干渉し、または妨害し

ないよう、命令する。

3 それにしたがわなければ、肉体的または精神的害が生ずべきことを示し、一方を婚姻家庭から、または他方の家庭から閉め出す。

③ 裁判所は、提出される宣誓供述書または他の証拠にもとづき、答弁の期間が経過するまでに命令が発せられなければ、申請当事者に取り返しのない損害が生じると認定する場合にかぎり、他方当事者に対する通知を要求することなく、一時的差止命令を発することができる。

④ 答弁書は、申請書が送達されたのち、二十以内、または一時的差止命令で指定された期日に、提出されることができ。

⑤ 裁判所は、申立にもとづき、扶養料に関する第三〇八条および養育に関する第三〇九条にしたがい、具体的事情の下で、正當かつ適切と考えられる金額および期間により、一時的差止命令および一時的扶養料または一時的養育を命じることができ。

⑥ 一時的命令または一時的差止命令は、
1 手続における爾後の審理で裁判されるべき、当事者または子の権利を害することはない。

2 第三一六条の下で、終局判決の取消または修正に必要な、事実に関する宣誓供述書による申立にもとづき、終局判決以前に取り消され、または修正されることができらる。

3 終局判決の登録のとき、または婚姻解消もしくは裁判別居の請求の自発的な取り下げのとき、終了する。

第三〇五条 「取り返えしのつかない崩壊」

① 当事者双方が、申立書もしくは他の方法により、宣誓の上、または宣誓に代わる確約により、婚姻は取り返えしのつかないほど崩壊している旨を陳述するか、または当事者の一方がその旨を陳述し、他方がそれを否認しなかつた場合、裁判所は審理の上、婚姻は取り返えしのつかないほど崩壊しているかどうか、認定するものとする。

② 当事者の一方が、宣誓の上、または宣誓に代わる確約により、婚姻が取り返えしのつかないほど崩壊していることを否認する場合、裁判所は、申立書の提出を生じた事情および和諧の見込みを含む、すべての関連ある要因を考慮するものとする。そして、裁判所は、

1 婚姻が取り返えしのつかないほど崩壊しているかどうか、認定し、または、

2 事件につき、三十日より少なからず、六十日より多からざる期間、または爾後、事件が裁判所の事件表にのると同時に、審理をさらに継続するものとし、かつ、当事者に対し、彼等がカウンセリングを求めよう、勧告することができらる。延長審理において、裁判所は、婚姻が取り返えしのつかないほど崩壊しているかどうか、認定するものとする。

第三〇六条 「協議別居」

① 別居または婚姻解消に伴う婚姻当事者間の円満な解決を促進するため、当事者は、彼等の一方の扶養料に関する取決め、彼等の一方の所有する財産の分割、および彼等の子の監護・養育および面接に関する事項を含め、書面による協議別居に入ることができらる。

② 婚姻解消または裁判別居の手續において、子の監護・養育および面接につき規定する条項を除き、協議別居の条項は、裁判所を拘束する。ただし、裁判所が、当事者の申請または裁判所の請求により提出された、当事者の経済的事実および他の関連ある証拠を考慮し、協議別居を不当と認定する場合は、このかぎりでない。

③ 協議別居を不当と認定する場合、裁判所は、当事者に対し、改訂された協議別居の提出を求め、または財産分割・

養育および扶養料に関し、命令を発することができる。

- ④ 裁判所が、協議別居は養育・扶養料および財産に関し、不当なものでないと認定する場合、

1 協議別居が反対の定めをするときを除き、協議別居の条項は、婚姻解消または裁判別居の判決の中に示されるものとし、かつ、当事者は、それを履行すべく命じられるものとする。

2 協議別居が、その条項は判決の中に示されないものとする場合、判決は、協議別居を確認するものとし、かつ、裁判所がその条項は不当なものでないと確認したことを示すものとする。

- ⑤ 判決の中でべられる協議の条項は、裁判所侮辱を含め強制執行のため利用できるすべての救済方法により、執行されることができるが、契約の条項として執行されることはできない。

① 子の養育・監護または面接に関する条項を除き、判決は、協議別居がそう定める場合、判決の中で示された条項の修正を、明白に排除または制限することができる。

第三〇七条 「財産分割」 ④ 欠席配偶者に人的管轄権を欠くか、また財産分割につき管轄権を欠く裁判所による、

婚姻解消もしくは裁判別居の手続、または婚姻解消に伴う財産分割の手続において、裁判所は、各配偶者の財産を分離するものとし、かつ、夫婦財産を、夫婦の非行に関係なく、裁判所がすべての関連ある要因を考慮し、正当と判断する割合で分割するものとする。その要因には、左記のものを含める。

1 配偶者の一方の主婦としての寄与を含め、夫婦財産の取得に関する各配偶者の寄与。

2 各配偶者に分割された財産の価額。および、
3 子を監護する配偶者に婚姻家庭を与えるか、または合理的な期間、そこに住居する権利を与えるのが望ましいことを含め、財産分割が効力を生じるときの各配偶者の経済的事情。

⑥ 本法のためにのみ、「夫婦財産」は、婚姻後、配偶者の一方により取得されたすべての財産を意味する。ただし、左記のものを除く。

1 贈与・動産遺贈・不動産遺贈または不動産相続により取得された財産。

2 婚姻前に取得された財産と交換に、または贈与・動産遺贈・不動産遺贈もしくは不動産相続により取得された

財産と交換に、取得された財産。

3 配偶者の一方により、裁判別居後に取得された財産。

4 当事者の有効な協議により除外された財産。および、

5 婚姻前に取得された財産の価額の増加分。

◎ 婚姻後、かつ別居判決前に、配偶者の一方により取得されたすべての財産は、所有権が個々に保有されるか、または、含有不動産権・共有不動産権・夫婦全部保有および共有財産のように、なんらかの共有財産として、夫婦により保有されるかに関係なく、夫婦財産と推定される。夫婦財産の推定は、財産が⑥に列挙された方法により取得された旨を主張することにより、破られる。

第三〇八条 「扶養料」 ① 欠席配偶者に人的管轄権を欠

く裁判所による、婚姻解消もしくは裁判別居の手続、または婚姻解消に伴う扶養料手続において、裁判所は、扶養料を請求する配偶者が、

1 彼に配分される夫婦財産を含め、彼の適度な要求に備える十分な財産を欠いており、かつ、

2 適当な職業により、自活することができないか、または彼が監護者である子の境遇もしくは事情により、監護者が家庭外で職業を探すことを要求されないのが相当、

と認定する場合、配偶者の一方のためにのみ、扶養料支払命令を発することができる。

⑥ 扶養料支払命令は、夫婦の非行に関係なく、かつ、すべての関連ある要因を考慮し、裁判所が正当と判断する金額および期間により、なされるものとする。その要因には、左記のものを含める。

1 彼に配分された夫婦財産、および当事者と同居する子の養育料の範囲に、監護者たる当事者のための金額を算入し、独立して彼の必要を満すことのできる能力を含め、扶養料を請求する当事者の財政的能力。

2 扶養料を請求する当事者が、適当な職業を発見できないよう、十分な教育と訓練をうけるに必要な期間。

3 婚姻中に確立された生活水準。

4 婚姻の継続した期間。

5 扶養料を請求する配偶者の年令および肉体的・精神的条件。

6 扶養料を請求される配偶者が、話し合いの間、それを請求する配偶者の必要に応じることのできる能力。

第三〇九条 「子の養育」 婚姻解消・裁判別居・扶養料または子の養育に関する手続において、裁判所は、婚姻より

出生した子の養育義務を負う親の一方または双方に対し、彼の養育のため、妥当な、または必要な金額を、夫婦の非行に関係なく、すべての関連ある要因を考慮し、支払うよう命じることが出来る。その要因には、左記のものを含める。

- 1 子の財産的資力。
- 2 監護者たる親の財産的資力。
- 3 婚姻が解消されなければ、子の享受できる生活水準。
- 4 子の肉体的・精神的条件および彼の教育上の要求。
- 5 監護者でない親の財産的資力および要求。

第三一〇条 「子の代表」 裁判所は、彼の監護・養育および面接に関し、未成年および扶養される子の利益を代表すべき弁護士を任命することができる。裁判所は、子の弁護士のため、訴訟費用・報酬金および職務執行費用に関する命令を発するものとする。命令は、親の一方または双方に対し、なされるものとする。ただし、責任を負うべき当時は、貧しく、訴訟費用・報酬金および職務執行費用が「適当な政府機関」により負担される場合は、このかぎりでない。

第三一一条 「扶養料または養育料の裁判所への支払」 ④

裁判所は、職権により、または当事者の一方の申請にもとづき、いつでも、扶養料または養育料を、支払いをうける権利を有する人に送金するための受託者たる「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」に支払うよう、命じることが出来る。

⑤ 「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」は、支払金額、支払請求のなされた日付、および命令をうけた当事者の姓名・住所を記載した記録を保存するものとする。

⑥ 命令をうけた当事者は「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」に、住所の変更または命令の執行に影響を及ぼす条件の変更を通知するものとする。

⑦ 当事者の一方が要求された支払を怠る場合「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」は、書留または証明された郵便により、義務者に対し、延滞金の通知をするものとする。通知後、十日以内に「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」に支払われない場合「裁判所書記、裁判所会計委員、保護観察官」は「検察官」に対し、支払義務ある金額を通知するものとする。「検察官」は、義務者に対し、直ちに、裁判所侮辱の手続を開始するものとする。

⑧ 「検察官」は、扶養料または養育料の支払をうける権利

ある人に代わり、命令に応じて実施するため、本条の下で開始されたすべての手続において、裁判所を援助するものとする。

⑤ 養育料支払の義務ある人が、裁判所の管轄を離れたか、または管轄権の及ばない場所にいる場合、「検察官」は、当州の法律の下で、養育または扶養義務の執行のため、利用できる他の手続を開始することができる。

第三一二条 「譲渡」 裁判所は、養育料または扶養料の支払義務ある人に対し、彼の定期的所得または信託収入の一部を、支払をうける権利ある人に譲渡するよう、命じることができる。譲渡は、使用者・受託者または他の基金の支払人に対し、譲渡がなされた旨の通知が彼に送達されたのち、二週間を経て、拘束力をもつ。支払人は、養育料支払義務ある人に支払われる所得または信託収入より、譲渡証で指定された金額を控除するものとし、かつ、支払金額を命令に指定された人に送付するものとする。支払人は、各支払金額より「ドル」を越えない額を、訴訟費用の弁済として、控除することができる。

第三一三条 「弁護士費用」 裁判所は、ときとして、当事者双方の財政的資力を考慮し、一方に対し、他方が本法の

下で手続を維持または防禦する費用、および法定送達、訴訟開始前または判決登録後に負担した訴訟費用を含む弁護士費用として、適当な金額を支払うよう、命じることができる。

第三一四条 「判決」 ① 婚姻解消または裁判別居の判決は、登録のとき上訴権を得ることを条件として、終局的なものとなる。婚姻が取り返えしのつかないほど崩壊している旨の認定に異議を申し立てない、婚姻解消判決に対する上訴は、婚姻解消判決の条項に対する上訴期間を越え、該条項が最終的なものになるのを遅らすことはなく、当事者の一方は、上訴が係属中に、再婚することができる。

② 裁判別居の判決登録より六カ月を経過したのち、当事者の一方の申立により、裁判所は、別居判決を婚姻解消判決に転換するものとする。

③ 裁判所書記は、裁判別居または婚姻解消判決の登録を、
1 婚姻が当州において登録されている場合、婚姻の登録されている「郡・裁判管轄区」の「婚姻許可書」書記に通知し、「婚姻許可書」書記は、別居または婚姻解消の事実を「婚姻登録簿」に登録するものとする。

2 婚姻が他の管轄区に登録されている場合、該区の適当

な公務員に対し、彼が婚姻解消の事実を適当な記録に登録することの要請を付し、通知するものとする。

第三一五条 「判決または一時的命令の条項の独立性」 当事者が判決・一時的命令または差止命令の条項にしたがわない場合、他方当事者の養育料もしくは扶養料支払義務、または面接を許可する義務は、停止されないが、彼は、裁判所に対し、適当な命令を付与するよう、申請することができる。

第三一六条 「扶養料・養育および財産分与に関する条項の修正および廃止」 ① 第三〇六条・①に別段の定めのある場合を除き、扶養料または養育に関する判決の条項は、修正の申請後の割賦金に関してのみ、かつ、条項を不合理なものたらしめる実質的かつ継続する事情変更を証明することによってのみ、修正されることができる。財産分割に関する条項は、取消し、または修正されることはできない。ただし、裁判所が当州の法律の下で、裁判を再開することを正当ならしめる条件の存在を認定する場合は、このかぎりでない。

② 書面による別段の合意があるか、または判決の中で明白に規定された場合を除き、将来の扶養料支払の義務は、当

事者の一方の死亡または扶養料をうける当事者の再婚により、消滅する。

③ 書面による別段の合意があるか、または判決の中で明白に規定された場合を除き、子の養育に関する条項は、子の親権解放により消滅するも、子を養育すべき義務ある親の死亡により、消滅しない。養育料を支払う義務ある親が死亡する場合、養育料の額は、事情に応じ、正当かつ適切な範囲において、修正され、取り消され、または一時払いに換算することができる。

第四部 監 護

第四〇一条 「手続の開始・管轄権」 ① 「当州の裁判所が、統一児童監護管轄権法により」管轄権をもつ場合、子の監護手続は、「」裁判所において、

1 親より、

① 婚姻解消または裁判別居の申立書を提出することにより、または、

② 子の監護を請求する申立書を、子が継続して居住するか、または現に所在している「郡・裁判管轄区」に提出することにより、または、

2 親以外の人が、子が継続して居住しているか、または現に所在している〔郡・裁判管轄区〕に、子が両親の一方による肉体的監護をうけていない場合にかぎり、子の監護を請求する申立書を提出することにより、開始される。

⑥ 子の監護手続の通知は、子の両親・後見人および監護者になされるものとし、彼等が出頭し、訊問をうけ、答弁書を提出することができる。裁判所は、相当の理由ある申立にもとづき、他の利害関係人の訴訟参加を許可することができる。

第四〇二条 「子の最善の利益」 裁判所は、監護を、子の最善の利益にしたがい、決定するものとする。裁判所は、

- 1 子の監護に関する親の一方または双方の希望、
 - 2 監護者に関する子の希望、
 - 3 子と、親の一方または双方、兄弟姉妹および子の最善の利益に重大な影響を及ぼす他の人との、交互作用および相互関係、
 - 4 家庭・学校および社会への子の順応、
 - 5 関連するすべての人の精神的・肉体的健康状態、
- を含む、すべての関連ある要因を考慮するものとする。

統一婚姻離婚法（案）（村井）

裁判所は、子と親族関係なく、監護者になろうとする人の行為を、考慮しないものとする。

第四〇三条 「一時的命令」 ① 監護手続の当事者は、一時的監護命令を請求することができる。申立は、宣誓供述書（四〇一条）により、支持されなければならない。裁判所は、審理の上、または異議申立のない場合、宣誓供述書のみを基礎とし、一時的監護をみとめることができる。

② 婚姻解消または裁判別居の手続が棄却される場合、一時的監護命令は、取り消される。ただし、親または子の監護者が、手続を監護手続として継続すべく申し立て、裁判所が審理の上、両親の事情および子の最善の利益は、監護判決が言渡されることを要求すると認定する場合、このかぎりでない。

③ 婚姻解消または裁判別居の申立なしに開始された（四〇一条1の②または2）監護手続が棄却される場合、一時的監護命令は、取り消される。

第四〇四条 「面接」 ① 裁判所は、監護者に関する子の希望を確認するため、非公開で、子に面接することができる。裁判所は、面接の記録を作成し、事件の記録の一部にするものとする。

（三七七） 二〇七

⑤ 裁判所は、専門家に対し、彼等が裁判所により専任として雇傭されているかどうかを問わず、助言を求めることができる。与えられる助言は、書面によりなされるものとし、また裁判所により、請求にもとづいて、弁護士に利用させるものとする。弁護士は、裁判所により意見を聞かれた専門家の、反対訊問を請求することができる。

第四〇五条 「調査および報告」 a 争いある監護手続および他の監護手続において、親または子の監護者が要求する場合、裁判所は、子の監護の取決めに關する調査および報告を命じることができる。調査および報告は〔裁判所社会奉仕課、少年裁判所職員、地方保護観察もしくは福祉機関、または該目的で裁判所に雇われた私立探偵〕により、行なわれることができる。

⑥ 子に關する報告を用意するため、調査者は、子および彼の潜在的な監護の準備につき情報をもつ人に、意見を聞くことができる。裁判所の命令にもとづき、調査者は、子を診断の専門家のもとに送ることができる。調査者は、医師・精神病医、または過去において、親または子の監護者の同意を得ずに子に貢献してきた他の専門家の意見を聞き、情報を得ることができる。子が十六才に達している場合、

子の同意を得なければならぬ。ただし、裁判所が、子は同意する精神能力を欠くと認定する場合は、このかぎりでない。⑦の要件が満される場合、調査者の報告は、審理において、証拠として採用されることができる。

⑧ 裁判所は、調査者の報告を、弁護士および弁護士により代理されない他の当事者のもとに、少くとも審理の十日前までに、郵送するものとする。調査者は、弁護士および弁護士により代理されない他の当事者に、基礎的な資料および報告に關する報告者のとじ込み、⑨の規定にしたがい調査者に届けられた診断書の完全な原文、および調査者が意見を聞いたすべての人の姓名および住所、を利用させるものとする。手続の当事者は、だれでも、調査者および彼が意見を聞いた人を、反対訊問のため、呼び出すことができる。当事者は、審理に先立ち、彼の反対訊問の権利を放棄することはできない。

第四〇六条 「審理」 a 監護手続は、審理のため期日を決定するに当り、優先権をうけるものとする。

⑨ 裁判所は、子の最善の利益を決定するため、ある人が審理に出廷する必要があると考へる場合、その人の必要とする旅費その他の支出を、訴訟費用として査定すること、がで

きる。

③ 裁判所は、陪審の関与なしに、法律問題および事実問題を決定するものとする。子の最善の利益のため、公開審理は有害であると認定する場合、裁判所は、監護の審理を公開しないことができる。特別の事件において、直接もしくはは正当な利害関係をもつ人、または裁判所の仕事に正当な教育的もしくはは研究的関心をもつ人には、傍聴を許すことができる。

④ 子の福祉を保護するため、監護手続における面接・報告・調査または証言の記録を秘密にすることが必要であると認定する場合、裁判所は、記録を封印するため、適当な命令を発することができる。

第四〇七条 「訪問」 ① 子の監護を委ねられない親は、合理的な訪問権をもつ。ただし、裁判所が、審理の上、訪問は子の肉体的健康を危くし、または彼の情緒的発達を非常に損うと認定する場合は、このかぎりでない。

② 裁判所は、修正が子の最善の利益に合致する場合はいつでも、訪問を容認または拒否する命令を修正することができる。裁判所は、親の訪問権を制限しないものとする。ただし、裁判所が、訪問は子の肉体的健康を危くし、または

彼の情緒的発達を非常に損うと認定する場合は、このかぎりでない。

第四〇八条 「裁判所の監督」 ① 当事者が、監護判決に当り、書面により別段の合意をする場合を除き、監護者は、子の教育・健康管理および宗教的訓練を含む養育の内容を決定することができる。ただし、裁判所が、監護を委ねられない親の申立にもとづき、審理の上、監護者の権限に特別の制限を設けなければ、子の肉体的健康を危くし、または彼の情緒的発達が非常に損われると認定する場合は、このかぎりでない。

② 両親もしくはすべての論争者が命令に同意する場合、または裁判所が、命令のないため、子の肉体的健康が危くされ、もしくは彼の情緒的発達が非常に損うと認定する場合は、「地方保護観察または福祉機関、裁判所社会奉仕課」に対し、監護または訪問に関する判決の条項の履行を保証するため、事件につき、継続的な監督を行うよう、命じることができる。

第四〇九条 「修正」 ① 監護判決を修正すべき申立は、最初の日より、少くとも一年を経過しなければ、行うことはできない。修正の申立が提出された場合、それが容認さ

れたかどうかを問わず、爾後の申立は、先の申立が処理されたのち、二年間は、行うことができない。ただし、裁判所が、宣誓供述書(四一〇条)にもとづき、子の現在の環境は、彼の肉体的健康を危くし、または彼の情緒的発達を非常に損うと信じる理由があると決定する場合、このかぎりでない。

⑥ 「当州の裁判所が、統一児童監護管轄権法により、管轄権をもつ場合」裁判所は、先の監護判決を修正しないものとする。ただし、先の判決以後に生じた事実、または先の判決当時、裁判所に知れなかった事実にもとづき、裁判所が、子または彼の監護者の事情に変更が生じたこと、および、子の最善の利益に合致するため、修正が必要であると認定する場合は、このかぎりでない。これらの基準を適用するに当り、裁判所は、

- 1 監護者が修正に同意するとき、
- 2 子が監護者の同意を得て、申立人の家庭に融合されたとき、または、

3 子の現在の環境が彼の肉体的健康を危くするか、彼の情緒的発達を非常に損い、かつ、環境の変化により惹起される害悪よりも、子にとって、変化のもたらす利益の方が

優れているとき、
を除き、先の判決により承認された監護者を、いぜんとしてみとめるものとする。

第四一〇条 「宣誓供述書の手続」 一時的監護命令を請求し、または監護判決の修正を求める当事者は、彼の申請書類に添え、請求された命令または修正を支持する事実をのべる宣誓供述書を提出するものとし、かつ、彼の宣誓供述書の写しを添え、手続の他の当事者に通知するものとし、他の当事者は、反対宣誓供述書を提出することができる。裁判所は、申立の審理に当り、相当な理由が宣誓供述書により立証されていると認定する場合を除き、申立を棄却するものとし、その場合、裁判所は、請求された命令または修正がみとめられない理由を示すため、命令で、審理の期日を指定するものとする。

第五部 「発効日および廃止される法律」

第五〇一条 「効力発生の時期」 本法は、「――」に効力を生じるものとする。

第五〇二条 「適用」 ④ 本法は、それが効力を生じる日、またはそれ以後に開始されるすべての手続に適用する。

④ 本法は、まだ判決が言渡されていない争点に關し、それが効力を生じる日以前に開始されたすべての係属中の手続に、適用する。係属中の離婚または別居訴訟は、取り返えしのつかないほど崩壊したことを基礎とし、開始されたものとみなされる。本法が効力を生じる日以後に提出される証拠は、本法にしたがつてなされるものとする。

⑤ 本法は、それが効力を生じる日以前に言渡された判決または命令の修正のため、効力が生じる日以後に開始されるすべての手続に適用する。

⑥ 本法が効力を生じる日以前に、上訴が係属中であるか、または再審が命ぜられた手続において、上訴または再審を支持する命令のときに効力をもつ法律が、上訴・再審およびそれ以後の審理または上訴を決定する。

第五〇三条 「分離可能性」 本法の規定のどれかが無効とされ、またはそれがある人もしくはある事情に適用することが無効とされる場合でも、無効な規定またはその適用なしに効力の与えられる本法の他の規定またはその適用につき、無効は影響を及ぼさない。この目的のため、本法の規定は、分離が可能である。

第五〇四条 「特別に廃止される法律」 本法と矛盾する左

記の法律および他のすべての法律、ならびにそれらの法律の一部は、ここに廃止される。「特別に廃止される法律」ここに列挙すべきである。それには、

- 1 取消原因および無効婚に関する規定を含む婚姻、
- 2 現存の離婚および別居原因、
- 3 宥恕・承認・共謀・互責・精神病および出訴期間の経過を含むが、それにかぎらず、現存の離婚および裁判別居に対する抗弁、そして、

4 離婚の場合の扶養料・子の養育・監護および配偶者の財産の分割、および離婚判決の中の財政的または監護に関する条項を修正するための裁判上の手続、
を規制する法律を含む」

第五〇五条 「一般的に廃止される法律」 第五〇六条に規定されるものを除き、本法と矛盾するすべての法律および法律の一部は、ここに廃止される。

第五〇六条 「廃止されない法律」 本法は、廃止しない。
「ここに廃止されない法律を列挙すべきである。それには、
1 婚姻許可書の内容・書式、婚姻登録の方法および許可または登録費用の用意、
2 夫婦財産権に関する、配偶者間の婚姻前の合意の有効

性、

- 3 婚姻中または婚姻が配偶者の一方の死亡により解消される場合の夫婦財産権、
 - 4 婚姻より出生した子を養育すべき親の義務の程度および範囲、
 - 5 非嫡出子のために負わされる監護および養育義務、
——を調査または規定する法律。
 - 6 統一児童監護管轄権法。および、
 - 7 家族の養育および扶養料につき規定するもの以外の、
給料からの分割支払、債権差押および債務免除に關し適用できる法律。
- を含む。」

以上